

## 政治資金監査報告書に係る押印義務の廃止について

### 1 改正の趣旨

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号）による公認会計士法（昭和 23 年法律第 103 号）の一部改正等を踏まえ、政治資金規正法施行規則（昭和 50 年自治省令第 17 号）により規定されている押印義務を廃止するため、所要の改正を行う。

### 2 改正の概要 ※別紙参照

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 19 条の 13 第 3 項の規定に基づく政治資金監査報告書における登録政治資金監査人の押印義務を廃止するため、政治資金規正法施行規則別記第 29 号様式について、

- ・「㊟」を削除。
- ・「登録政治資金監査人本人の自署かつ押印」を求める規定を、「登録政治資金監査人本人の自署」のみを求める規定に改める。

### 3 スケジュール

公布日：令和 3 年 8 月 2 日

施行日：令和 3 年 9 月 1 日

※令和 3 年 6 月 10 日～7 月 9 日にパブリックコメントを実施。  
（提出意見 1 件。改正案の修正はなし。）

政治資金監査報告書の改正(案) 新旧対照表

改正後	改正前
<p>記</p> <p>第29号様式(第16条関係)</p> <p style="text-align: center;">政治資金監査報告書</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>国会議員関係政治団体の名称 代表者の氏名 殿</p> <p style="text-align: center;">----- 登録政治資金監査人 -----</p> <p style="text-align: center;">登録番号第 号 研修修了年月日 令和 年 月 日</p> <p>[1～3 略]</p> <p>(備考)</p> <p>[1 略]</p> <p>2 「登録政治資金監査人」欄は、登録政治資金監査人本人が<u>自署</u>すること。</p> <p>[3 略]</p>	<p>記</p> <p>第29号様式(第16条関係)</p> <p style="text-align: center;">政治資金監査報告書</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>国会議員関係政治団体の名称 代表者の氏名 殿</p> <p style="text-align: center;">----- 登録政治資金監査人 -----</p> <p style="text-align: center;">登録番号第 号 研修修了年月日 令和 年 月 日</p> <p>[1～3 同左]</p> <p>(備考)</p> <p>[1 同左]</p> <p>2 「登録政治資金監査人」欄は、登録政治資金監査人本人が、<u>自署し、かつ、自己の印を押す</u>こと。</p> <p>[3 同左]</p>
<p>備考 表中の [ ] の記載は注記による。</p>	